

規約

第1条(名称)

本会は、WOM マーケティング協議会(英語表記:The Word of Mouth Japan Marketing Association 略称:WOM Japan)と称する。

第2条(目的)

本会は、日本の WOM マーケティングの現状認識の下、WOM が生活者に影響を与える情報のひとつと言う社会的責任を認識しながら、市場の健全な育成と情報共有、啓発をもって、企業、団体、及び生活者からの社会的信頼を得て健全に発展し、その市場を拡大していくことを目的とする。

第3条(活動)

本会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. WOM マーケティングに関する倫理規定の策定
2. WOM マーケティングサミットの開催
3. WOM マーケティング事例研究会の開催
4. ホワイトペーパーの発行
5. 上記に付随する一連の活動

第4条(会員)

本会の会員は、本会の趣旨及び本規約に賛同して参加を希望し、日本において WOM マーケティングの健全な発展と市場の拡大に携わる意思を保有する法人、団体又は個人とする。

1. 会員は、法人会員、学識会員と個人会員で構成される。
2. 法人会員は、WOM マーケティングに関わる法人とする。
3. 学識会員は、WOM マーケティングに関わり、教育機関もしくは研究機関に所属、または同等の学識的見地を有すると本協議会が認めた個人とする。
4. 個人会員は、WOM マーケティングに関わる、学識会員に該当しない個人とする。

第5条(入会)

1. 第4条で定めた資格を持つものは、別に定める入会申込書による手続きと、理事会の承認を得て会員となることができる。
2. 法人会員は、本会に対する代表者(以下「会員代表者」と称する)を1名定め、入会時に届

け出なければならない。また、これを変更したいときは、速やかにその旨を本会に届け出なければならない。

第6条(会費)

会員は、本会の運営及び活動の実施に要する経費を負担するため、以下の定めるところにより、年度会費を納入しなければならない。年度会費は、法人会員 10 万円、学識会員 1 万円、個人会員 2 万円とする。

第7条(会員の権利及び義務)

会員は次の権利及び義務を有する。

1. 総会に出席し、それぞれ一個の議決権を有し、その議決権を行使し、また、本会の事業及び財産の状況について説明を求め、または、書類・帳簿を閲覧することを求めることができる。
但し、個人会員は、総会の議決権を有せず、これを行使できないものとする。
2. 本会が設置する各種活動組織に構成員として参加することができる。
3. 総会、理事会の定める条件に従い、本会の実施する調査、検討、実験及びその他の活動に参加し、その結果を利用できる。
4. 本規約、理念、総会、理事会の決議を遵守すること。
5. 第6条に定める会費を負担すること。
6. 本会の活動に積極的に参加すること。
7. 本会の理念に反する行為が認められた場合、理事会に対し報告、弁明ないしは改善を行わなくてはならない。
8. 会員登録内容に変更があった際は、速やかに本会事務局へ通知しなくてはならない。

第8条(退会)

1. 会員が本会を退会しようとするときは、退会希望日の 1 ヶ月前までに、退会の意思を理事会に通知しなければならない。
2. 納入した会費は、理由の如何に拘わらず返却しない。
3. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - 1) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
 - 2) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

第9条(更新)

会員の更新は、入会の12ヵ月後に実施する。更新を希望する際は、更新の1ヵ月前までに継続意思の通知と年会費の納入を行わなければならない。

第10条(除名)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得てこれを除名することができる。
 - 1) 本会の規約又は規則に反したとき。
 - 2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第11条(組織及び役員)

本会を構成する組織及び役員は、以下の通りとする。

1. 組織
 - 1) 通常総会及び臨時総会
 - 2) 理事会
 - 3) 委員会・プロジェクト
 - 4) 事務局
2. 役員
 - 1) 理事長
 - 2) 理事
 - 3) 監事

第12条(役員)

本会に以下の役員をおく。

理事 5名以上、10名以下(うち、理事長1名)、監事(1名)

1. 理事は総会で法人会員及び事務局のうちからこれを選任し、監事は総会で法人会員、学識会員のうちから選任する。理事は互選により、理事長を定める。但し、監事は理事を兼ねることはできない。
2. 理事長は、本会を代表し、会務を統括する。
3. 理事は理事会を構成し、規約及び総会の議決に基づいて会務を執行する。
4. 監事は、会計及び理事の業務執行状況を監査し、不正の事実を発見したときはこれを総会

に報告する。

5. 理事は別途定める理事就任承諾書に署名捺印しなくてはならない。

第 13 条 (通常総会及び臨時総会)

1. 通常総会は、毎年活動年度終了後2ヵ月以内に開催することとし、理事長が招集し、その議長は理事長が行う。但し、当該会議において別に選任した場合はこの限りではない。
2. 通常総会は、本規約の改定、役員任免、活動報告、会計報告の承認を目的として開催され、その他、理事会において必要と認められた事項について、承認又は決定を行う。
3. 理事長は、通常総会の他、理事会が必要と認めた時、会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して臨時総会の請求があった時、監事が必要と認めた時には、臨時総会を開催しなければならない。この場合の招集及び議長は、理事長が行う。
4. 総会は、法人会員の2分の1以上の出席(代理出席又は委任状を含む)により成立する。
5. 総会による議決は、出席した法人会員の過半数の賛成(代理人又は委任状を含む)により成立する。

第 14 条 (理事会)

本会に理事会を置く。

1. 理事会は、理事長含む理事によって構成される。
2. 理事会は、この規約に定めるものの他、総会の議決した事項を執行し、総会に付議すべき事項を審議し、その他総会の議決の要しない重要事項を議決する。
3. 理事会は、必要に応じて開催することとし、理事長が招集する。
4. 理事長が必要と認めたときまたは理事の3分の1以上からの請求があったときには、理事会を招集しなければならない。
5. 理事会は、理事の2分の1以上の出席(代理人または委任状を含む)をもって成立する。
6. 理事会の議事は、出席した理事(代理人または委任状を含む)の過半数でこれを決する。なお、各理事は、それぞれ一票の議決権を有する。
7. 理事会は、必要と認める事項について、委員会の検討、またはプロジェクトでの実施を要請することができる。
8. 理事会は、本会の理念に反する行為が認められた会員に、報告、弁明ないしは改善を要請することができる。

第 15 条 (委員会・プロジェクト)

本会は、第 11 条によって設置された委員会・プロジェクトを通して、調査、研究、協議などの諸活

動を行う。

1. 委員会は、委員若干名により構成し、内1名を委員長とする。委員長及び委員は、理事会が決定する。
2. 特定課題について、調査、研究、協議などの活動を行う場合に、委員会とは別にプロジェクトを立ち上げることができる。プロジェクトのメンバーは募集もしくは指名とし、理事会において決定する。
3. 委員会・プロジェクトは、その活動の経過及び結果を理事会に報告する義務を負う。また、活動の経過及び結果について理事会に審議、承認を受けなくてはならない。

第16条(事務局)

本会の業務を処理するために事務局を設置する。

1. 事務局に事務局長及び所要の職員をおく。なお、事務局及び職員に関して必要な事項は、理事会の同意を得て、理事長が別途定める。
2. 事務局長・事務局員は理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

第17条(役員任期)

1. 役員任期は就任後第2年目の通常総会の終結の時までとする。但し再任を妨げない。
2. 補欠または増員のため選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期が終了した後も、後任者が就任する時まではその職務を行わなければならない。
4. 任期途中で退任する場合は、後任者を推薦しなければならない。

第18条(議事録)

1. 総会及び理事会の議事については、議事録を作成する。
2. 前項の議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した理事が署名を行う。

第19条(報酬)

第12条に定める役員は、無報酬とする。

第20条(資産の構成)

本会の資産は、会費、寄付された金品及びこれらから生じる収入、活動に伴う収入及びその他の収入とする。

第 21 条 (資産の管理)

本会の資産は、理事会の承認により理事長が執行する。

第 22 条 (経費の支弁)

本会の経費は、資産を持ってこれをあてる。

第 23 条 (収支)

当協議会の単年度収支が赤字の場合は、理事、監事及びプロジェクトリーダー全員の等分負担により補填しなければならない。

第 24 条 (活動年度)

本会の活動年度は、毎年 8 月 1 日に始まり、翌年 7 月 31 日に終る。

第 25 条 (規約の変更)

本規約は、定足数を満たした総会において出席構成員の 3 分の 2 以上の同意を得て変更することができる。

第 26 条 (解散)

本会は、総会において出席構成員の 4 分の 3 以上の同意を得れば解散することができる。

なお、解散する時に存する残余財産は、総会において出席構成員の 4 分の 3 以上の同意を得て処分することができる。

第 27 条 (施行細則)

この規約の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別途定める。

[附 則]

1. (規約効力の発生)

本規約は本会の成立した2009年7月29日より施行する。

2. (改正-2010年7月15日)

2010年7月15日総会にて改正が議決された第4条、第6条、第9条、第12条については即日施行する。